

令和5年度 事業計画

<活動方針>

当年度には、「こどもまんなか社会」を進める司令塔としてこども家庭庁が設置されます。このことは、こども・子育て支援活動をより重視していくという国の姿勢を示しており、地域社会で児童に関する活動を担う民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)にも少なからず影響が生じると考えられます。

一方、急速な少子高齢化と人口減少が進む地域社会では、高齢者、障害者、児童や生活困窮者等が抱える福祉課題が複雑化、多様化しています。しかし、労働人口の減少やそれに伴う定年年齢の引き上げによって民生委員をはじめとした地域の担い手不足は深刻になっており、これまでの制度ではこのような福祉課題に対応することが難しくなっていくと想定されています。

そのため、国はこのような状況の解決を目指し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、住民同士が地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。それに伴い、社会福祉法では、平成29年に包括的支援体制の整備、令和2年に重層的支援体制整備事業が規定されました。これらの施策では、制度の縦割りをなくし、地域住民の抱える福祉課題の解決に向けて官民協働で総合的に対応するとされており、地域住民の身近な相談相手、見守り役である民生委員には以前から実施してきた小地域活動に加えて、オンラインを活用した地域住民の生活実態や福祉課題の把握、地元自治体や関係機関と協力した包括的な支援体制の整備が求められています。

以上のことから、本会では、民生委員活動の基本である“区域を対象に、生活課題のある人に気付き、援助につなげ、見守る”取組を更に推進し、住民に対する民生委員活動や関連する制度の普及啓発並びに国の施策において重視されているこども・子育て支援に関する活動の強化を図るべく次の事業を展開します。

<重点目標>

1. 民生委員・児童委員活動の取組の推進
2. 民生委員・児童委員活動及び制度の理解促進と普及啓発
3. こども・子育て支援に関する活動の情報収集・提供

<実施事業計画>

1. 会務の運営

(1) 正副会長会議	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(2) 委員会	6月、10月、3月	長崎市又はオンライン
(3) 専門部会	6月	長崎市又はオンライン
(4) 主任児童委員連絡会	7月、2月	長崎市又はオンライン
(5) 監査	5月	長崎市

2. 大会・研修会等の開催

(1) 相談技法研修会	7～8月	長崎市・佐世保市・諫早市
(2) 新任研修	5～6月	長崎市・佐世保市
(3) 会長研修会(県委託)	2月	長崎市・佐世保市
(4) リーダー研修会(県委託)	2月	長崎市・佐世保市
(5) 主任児童委員研修会	10～11月	諫早市

3. 予算対策活動等の推進

- (1) 民生委員活動費および地区民児協活動推進費の予算確保への働きかけ

(2) 県民児協への運営費補助の確保

4. ネットワーク活動の協働・推進

(1) 小地域ネットワーク活動の機能強化など小地域福祉活動の推進

5. 福祉制度における民生委員・児童委員の協力等の促進

(1) 地域共生社会づくりをはじめとする福祉制度等における協力等の促進

(2) 各種福祉制度の周知と利用促進のための情報提供

6. 児童委員・主任児童委員活動の充実強化

(1) こども家庭庁創設に伴う児童委員、主任児童委員活動の情報収集

(2) 子育て支援や子どもの安全を守る取り組みに関する情報の提供

(3) 福祉・保健・医療・教育等関係機関・団体との連携強化

7. 災害時要援護者支援活動の推進

(1) 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の推進

(2) 関係機関・団体と連携・協働した支援活動の推進

8. 生活福祉資金貸付制度を活用した個別援助活動の推進

(1) 「福祉票」および「生活福祉資金借受世帯援助記録票」等の活用促進

(2) 地域住民のニーズの発掘および借受者への個別援助活動の推進

9. 各市町および単位民児協の機能強化のための積極的な支援および協力

(1) 郡・市町民児協を通して単位民児協の支援および協力

(2) 特色ある単位民児協活動や民生委員・児童委員活動の県内民児協への紹介

10. 部会・連絡会活動の充実

(1) 「児童福祉部会」「ネットワーク研究部会」「生活自立支援部会」の運営と活性化

(2) 「主任児童委員連絡会」の運営と主任児童委員活動の活性化

11. 調査・情報提供活動の推進

(1) 郡・市町民児協の現況把握

12. 広報活動の推進

(1) 「県民児協だより」の年 2 回発行

(2) 全民児連作成の PR グッズ等の提供

13. 表彰

・長崎県民生委員児童委員協議会会長 ・長崎県社会福祉協議会会長 ・九社連会長
・全民児連会長 ・全社協会長

14. 関係機関・団体との連携強化